

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 39 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 1,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年虻田町条例第 13 号)又は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 45 年洞爺村条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。